

議会だより



【第2回少年教室「野外体験」ペン立の木エクラフトに集中！】

— 内 容 —

◇令和4年第2回積丹町議会定例会	◇総務文教・産業建設常任委員会
一般質問	所管事務調査 …………… 7
①町職員の副業について …………… 2～3	◇意見書の提出 …………… 8
②学校の部活動について …………… 4～6	◇議会の主なる動き …………… 9
◇議員派遣 …………… 6	◇議会一口メモ …………… 9
○積丹町議会議員視察研修	◇積丹町議会・委員会出席状況 …………… 10
○北海道町村議会議員研修会	◇編集後記 …………… 10

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

令和4年第2回積丹町議会定例会

令和4年第2回積丹町議会定例会が6月15日に招集され、報告3件、議案12件、選挙1件、陳情1件、意見案2件が審議され、同月17日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

①町職員の副業について

田村 雄一 議員

松井町長答弁

町職員の副業に

以前、町臨時職員に休日等の副業を許可してはどうかという質問をしましたが、この度、北海道日高振興局で職員が副業に従事することを許可する制度が導入されました。積丹町も職員の副業について解禁してはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

町職員の副業について、勤務時間の短い会計年度任用職員の場合は、法改正により営利企業従事許可規定の適用が除かれましたので、当町では、「積丹町会計年度任用職員の任用等に関する取扱要綱」により、当該職員からの営利企業従事許可申請に基づき副業を許可しています。令和3年度の会計年度任用職員の副業従事許可の実態は、4名が10件の副業に従事されています。今後、改めて北海道の関係例規の運用の実態を把握し、町の取扱要綱をこれまでの許可制度から届出制度に早期に改正したいと考えてい

ます。

正規職員の場合は、令和2年の法改正後も地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限が適用され、職員は任命権者の許可を受けなければ、①営利を目的とする私企業を自ら営むことはできないこと、②営利企業の役員等の地位を兼ねることはできないこと、③報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないことが定められています。

ご指摘の北海道日高振興局の事例には、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないことの適用について、道が定める一定の許可基準の制限的な運用を遵守しながら、地域課題の解決に繋がる兼業に従事する職員の申請に限り、道職員の副業を許可したものと承知しています。

当町において、仮に町職員の副業について検討する場合には、①地域の基幹産業である農業、漁業、観光業等の労働力不足の地域課題解消に繋がり、地域社会貢献活動として取組み可能な兼業許可基準の構築ができるか、②自治体の制限的な許可運用基準に沿って、公務員の服務規律が公平かつ透明で



▲町職員の執務中の様子

あり、公務員の公正・中立の確保による公務の信頼性を低下させてはならないという法律の基本や、公務員の服務制度の形骸化に繋がらないための許可制度の確立、制度の安定性が保持できるかの視点で考えられ、今後研究が必要と考えられます。

再質問

町職員の副業は、公務員であっても、今、パソコンでの投資等が自由にできる時代です。様々な難しい法律等もあるのは十分分かりますし、好きな職種を自由に何でも兼業して良いというこ

とはならないことも分かります。大切なのは、地域と町職員が相互の利益になるようであれば、私は進んで取組むべきだと思います。いつもの事務所と違う空気を吸って汗をかいたりすることは、健康のためにも良いことだろうと思いますので、ぜひ前向きに取組んでほしいと思っています。

松井町長再答弁

北海道日高振興局の事例は、道が定めた許可基準の運用の中で、①昆布やイチゴ等の特産地の地域課題の解決に寄与する公共性の高い副業活動でなければならぬこと、②職員個人の意思によって行うものであること、③営利を主目的にしたものではないこと、④公務員としての立場との利害関係がないこと、⑤副業として得られる報酬の額については社会通念上相当と認められる範囲内であること、⑥勤務時間外であり、従事する時間は週8時間以下、1カ月で30時間以下、通常勤務を行う日には3時間以下など、公共性、透明性を確保するために6つの要件を示しています。

これを本格的に実施するとした場合、地方公務員法の3つの制約

があるとはいいながらも、国がその運用の基準をしつかり示すことによって国家公務員と地方公務員との均衡性も保たれることから考えますと、副業制度は必要な時代になってきているのかもしれないませんが、その運用については制度の熟度を高める時間が必要ではないかと考えています。

また、仮に町職員の副業制度を設ける場合には、町民にきちんと理解される制度を構築し、公表することによって地方公務員の身分保障が確立されなければならぬと考えます。北海道は今年4月から開始したばかりですので、今後、北海道の副業許可基準やその運用の実態と課題も明らかになると思います。そうした事例を参考にしながら、今後検討する余地はあるのではないかと認識に立っています。

再々質問

今一つ、町職員と地域住民との距離感があまり近くに感じられないものですから、副業制度をきっかけに少しでも近づくことができればと思っています。

以前、漁港に船が着いてから魚を陸揚げする時の話を農林水産課

職員に説明したことがあります。が、浜では日常的に話す会話も町職員には理解できずに上手く伝わっていない部分もあったと思っており、改めて浜に一度来てもらい、実践してみなければ分からないと感じています。それが現実だと思います。

町職員の副業を活用して、週1回又は月1回でも浜の人達の仕事に関わる事ができれば解決できるだろうと思いますので、ぜひ町職員の副業について検討してください。

松井町長再々答弁

町職員が本来の公務を遂行する過程でのご指摘ですが、特に住民と密接な関係のある産業、建設、住民福祉の行政を担う部署は、そうした意識が非常に大事なことで、現場に出ることによって町民と接する機会も多くなり、そこで職員個々が行政マンとして業務のあり方に様々な気づきことになるわけですから、そうした職員の意識・姿勢の醸成に努めてまいりたいと思います。

新型コロナウイルス

感染拡大を防止しましょう!



マスクを正しく使いましょう。



こまめに手を洗いましょう。

②学校の部活動について

田村 雄一 議員

学校の部活動については、現在、どのような状況でどのように行われているのか伺います。

十河教育長答弁 学校の部活動は、中学校学習指導要領で学校教育の一環として位置付けられており、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養に資するものであり、教育課程との関連が図られるよう留意することとされています。

中学校で行われている部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒達が学年の枠を超えて集まり、自主的・自発的に行う活動であり、学校教育において極めて有意義な役割を担っており、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくために

も欠かせない活動だと考えています。

美国中学校の部活動の現在の状況は、①運動部として卓球とバドミントン、②文化部として吹奏楽、③特設部としてスキージャンプや水泳など大きく3つの部活動が行われ、全校生徒30名のうちほぼ全員が何らかの部に加入しています。また、平日は15時40分から17時40分までの2時間、土曜日は9時から12時までの3時間を活動時間とし、休養日は生徒の学校生活等への影響や教員の負担軽減の観点から、平日に1日のほか原則日曜日と祝日に設けています。毎年6月から7月初めに行われる後志中体連、各競技連盟、協会等が開催される大会、吹奏楽部は8月に開催される吹奏楽コンクール札幌地区大会への出場など、顧問の指導の下で個人や集団としての目的や目標を持ち、日々活動が続けて

おりますが、一方で中学校の総生徒数が減少する中、その影響は部活動にも大きく反映し、特に一定程度の人数が必要な吹奏楽は、楽器編成に影響を与えるなどその運営に苦慮しているのが現状です。

教育委員会ではこうしたことを背景に、令和2年2月に①適切な運営のための体制整備、②合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、③適切な休養日等の設定、④生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備、⑤学校単位で参加する大会等の見直し、⑥部活動の指導の充実に向けた6項目を基本とする積丹町立学校に係る部活動の方針を定め、美国中学校でも同方針を踏まえた部活動に係る活動方針を定め、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図ってきています。教育委員会としては、これらの方針に沿って実施されることが大切であると考えており、引き続き学校と連携を密にしながら部活動が適切に実施されることを目指します。

再質問 部活動は、現在、限定されてしまっていると思います。

野球やサッカー、バスケットもできず、ほぼ個人競技に限定された形になっていると思います。この度町栄誉賞を受彰されましたスキージャンプ競技の方々は、地元でジャンプ台がない中、少人数で活動されており、関わっている方々の苦労は大変なものだと思います。そうした苦労は、大人数の部活動ですと要望等を取り上げてもらいやすいと思いますが、少人数の部活動の場合、色々な要望があっても取り上げてもらえない状態で運営していると思います。少人数での活動は、身内だけでやっ



ているような場合もありますから、泣く泣く遠慮している状態ではないかと思えます。教育委員会側から要望等の聞き取りをしたことはあるでしょうか。どうか少数の部活動でも一生懸命頑張っている方々の活動をしつかりと支えて欲しいと思いますが、どのように考えますか。

十河教育長再答弁

現在特設部

にはスキージャンプや水泳があります。卓球、バドミントン、吹奏楽等につきましては学校の中で練習等の活動をしています。特設部は、学校の中で常時活動すること、ということではなく、それぞれ個人が、例えばスキージャンプですと余市町に通って練習しているように、個人で練習場所に行つて活動するものを指しております。過去には柔道でも他の町で練習をしていた状況もありました。

大会参加は、個々の生徒や保護者の判断で参加することになります。中体連等の大会もありますが、中体連というのは学校教育関係団体の一つであり、中体連が開催する大会というのは学校教育活動の一環に位置付けられますので、中



▲吹奏楽部の練習の様子

体連の大会に参加する場合には学校として引率し、参加する生徒の旅費や参加費を負担しています。これらは、卓球やバドミントン、吹奏楽も同じように、引率等の旅費も同様に負担しています。

現在、生徒数が減少し、どの中学校でも団体競技の運動部等については単独でできないところ、ところが非常に増加している指摘されています。美国中学校では、過去には野球部等がありました。が、徐々に生徒数が減り活動ができなくなる中、個人で参加できる卓球やバドミントン競技が現在も

部活として続けられているのが現状です。

再々質問

学校の事情の有無に

関わらず、少数の生徒しかいないわけですから、頑張っている子供達の声をきちんと拾いあげ、支えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

十河教育長再々答弁

保護者の

方々からの意見などを全く聞いていないわけではありませんが、現在の部活動を取り巻く状況では、先日スポーツ庁から有識者会議の提言が出されましたが、部活動は学校から地域へ移行する動きが考えられています。その一つとして、まず休日の部活動は地域で担ってほしいとされています。休日の部活動は、学校教員が対応するのはなく、地域で対応することとして、令和5年度からその取組を進めてほしいとして提言されていますが、すぐには対応できないというのが現状です。

保護者の意見や要望等としては、大会の引率にかかる負担を耳にかかるとして、それは、大会参加にかかるとして、中体連

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。

電話：44-3380

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用及び手指消毒の上、間隔を空けて着席ください。





の大会は、町有のバスや借上バスで送迎しています。ただ、大会というのは中体連の大会ばかりではなく、連盟や協会が主催する大会もあります。学校としては部活動の一環として参加しているケースもありますので、可能な限りバスを出してほしいという要望はこれまでも何度か聞いています。ただ、現実的には大会もたくさんありますので、全ての要望を満たすことはできないのが現状です。できるだけ保護者の負担が軽減されるようにとのご指摘は理解しますし、

そうしたいと思っております。

スポーツ庁から出されました提言書の中には、費用負担のあり方にも触れています。どのような形が望ましいのか議論すべきことだろうと思います。

子供達が一生懸命頑張っている姿を見れば、応援したくなるのは当然だと思います。現在、部活動の大会等の参加にかかる補助金等を出しておりますが、全道大会、全国大会に勝ち進み出場するため当初予算で足りない場合には補正予算を組んで生徒の負担軽減に努めていますので、ご理解いただきたいと思えます。



◇議員派遣◇

積丹町議会議員視察研修

7月5日、令和2年5月に新築移転されました北海道議会新庁舎（地上6階・地下1階）を視察しました。本会議場や委員会室は、議員席や傍聴席も車いすでの利用ができる他、防音の親子席も整備されるなど、誰にでも使いやすい優しい施設となるよう設計されていました。

また、同日には道庁水産林務部を訪問し、森林環境譲与税を財源とした本庁舎1階ロビーの木質化整備について研修を行いました。



▲道議会本会議場



▲道庁1階ロビー（木質化）

北海道町村議会議員研修会

令和4年度北海道町村議会議員研修会が、7月6日札幌市で開催され、全道町村から多くの議会議員が参加されました。研修会では2部入替制にするなどの感染症対策を取りながら「参院選最終情勢分析と選挙後の政局展望」と題し、政治ジャーナリストの泉宏氏の講演を拝聴しました。



▲議員5名が参加

6月17日、総務文教常任委員会（山本俊三委員長）及び産業建設常任委員会（海田一時委員長）を合同で開催し、令和3年度実施事業の進捗状況について、調査事項を所管する町担当課長の説明により、次の8件の現地調査を行いました。

【総務文教常任委員会調査事項】

- ①余別地区教職員住宅整備事業
- ②旧公共施設再生対策事業（ヤマシメ番屋・石倉利活用状況）
- ③エイジングステーションやすらぎ維持管理事業
- ④積丹町B&G防災拠点整備事業（防災用資機材購入事業）



▲余別地区教職員住宅整備事業



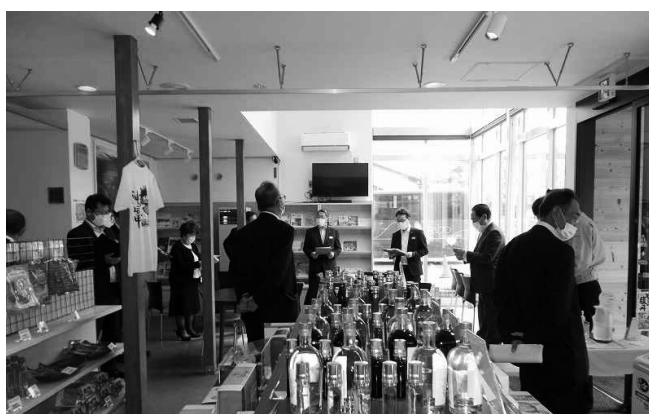
▲積丹町B&G防災拠点整備事業【積丹消防車庫】

【産業建設常任委員会調査事項】

- ①神威岬自然公園遊歩道整備工事
- ②観光資源創出事業（神威岬灯台「第一等不動レンズ」里帰り状況）
- ③積丹町観光センター改修工事
- ④積丹町美国団地長寿命化等改修工事



▲神威岬自然公園遊歩道整備工事



▲積丹町観光センター改修工事

〔調査の意見〕

以上の事業の進捗状況については、順調に実施されていると思われる。今後は施設等の適正な運用及び維持管理に努められたい。

令和4年第2回定例会において可決し、地方自治法の規定により、次の2件を各関係行政庁に提出しました。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること

令和4年6月20日

北海道積丹町議会議長

〔提出先〕衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること
- 2 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること
 - ①非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること
 - ②イヤーマールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること
- 3 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児難聴検査への公費助成を実施するよう国が財政的援助を強化すること
- 4 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと

令和4年6月20日

北海道積丹町議会議長

〔提出先〕衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

議会の主なる動き

- 六月
- 13日 議会運営委員会
- 14日 後志町村議会議長会臨時総会 札幌市（岩本議長）
- 〃日 北海道町村議会議長会定期総会 札幌市（岩本議長）
- 15日 第2回積丹町議会定例会（第1日目）
- 〃日 総務文教常任委員会
- 16日 第2回積丹町議会定例会（第2日目）
- 17日 第2回積丹町議会定例会（第3日目）
- 〃日 総務文教・産業建設常任委員会合同所管事務調査（現地調査）
- 24日 「岬の湯しゃこたん」開業記念交流会 野塚町（岩本議長・海田議員・逢坂議員・馬場議員）
- 七月
- 5日 積丹町議会議員視察研修 札幌市（岩本議長・山本議員・佐藤議員・海田議員・逢坂議員）
- 6日 北海道町村議会議員研修会 札幌市（岩本議長・山本議員・佐藤議員・海田議員・逢坂議員）
- 8日 総務文教常任委員会
- 〃日 議会全員協議会
- 20日 北後志消防組合議会第2回定例会 余市町（岩本議長）
- 〃日 北後志衛生施設組合議会第2回定例会 余市町（岩本議長）
- 八月
- 3日 北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会 札幌市（海田議員）
- 22日 広報編集特別委員会
- 24日 後志町村議会議員研修会 岩内町（岩本議長・山本議員・石田議員・佐藤議員・海田議員・逢坂議員・馬場議員）
- 25日 「神威岬灯台第一等不動レンズ里帰り」記念式典 神岬町
- 29日 後志広域連合議会第1回臨時会 倶知安町（岩本議長）

議会一口メモ

町長の不信任議決と議会の解散

町長の不信任議決は、議会が町長に対し、重大な行政上の問題について、その責任を追及する手段として、あるいはその行政執行能力からみて、町行政を任せることができないとの判断に立って、町長を信任することができない旨を議決することである。この不信任議決を受けた町長は、10日以内に議会を解散しない限り、その職にとどまることができず失職することになる。

本来、現行の地方自治制度は、行政事務を執行する「執行機関の町長」と行政運営の基本方針や重要施策を決定する「議決機関の議会」が、それぞれ権限を分かち合って相対し、独立した立場で互いに牽制し合い、その均衡と調和の上に立つて運営される「大統領制」の建前になっている。

このバランスが保たれてよく機能している間は問題ないが、何らかのもつれから一旦これが壊れると両者の対立と抗争が激しくなる。極端な例としては、「議会が議決した事項を町長が執行しない」とか、「町長が提案する議案を事々に否定する」ような事態が考えられる。これでは円滑な町行政の運営ができなくなるので、これを解決する手段として、議会には『**町長に対する不信任議決権**』が、町長には『**議会を解散して住民に信を問う権限**』が与えられている。議会が解散された場合は、選挙によって新議員が選ばれ、初議会において再度不信任が議決されたら町長は失職することになる。

(R4年6月～R4年8月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	項目	年月日
岩本幹兒	馬場龍彦	逢坂節子	笹山義治	海田一時	佐藤晃	石田弘美	山本俊三	田村雄一			
○	○	○	○	○	○	○	○	○		議会運営委員会	R4.6.13
○	○	○	○	○	○	○	○	○		第2回定例会(一日目)	R4.6.15
○	○	○	○	○	○	○	○	○		総務文教常任委員会	R4.6.15
○	○	○	○	○	○	○	○	×		第2回定例会(二日目)	R4.6.16
○	○	○	○	○	○	○	○	×		第2回定例会(三日目)	R4.6.17
○	○	○	○	○	○	○	○	×		総務文教常任委員会	R4.6.17
○	○	○	○	○	○	○	○	×		産業建設常任委員会	R4.6.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○		総務文教常任委員会	R4.7.8
○	○	○	○	○	○	○	○	○		議会全員協議会	R4.7.8
○	○	○	○	○	○	○	○	○		広報編集特別委員会	R4.8.22

編集後記

この度、議員研修の一環で、北海道議会新庁舎を視察することができました。特に、議員が向き合う馬蹄型に配席した本会議場は、他県にはない道議会独自の珍しい形状だそうです。これは、フランス下院議会を参考にしたもので、議員が相互に活発な議論をするために導入された理想的な配置で、先代の議場から受け継いでいるとの説明を受けました。

本町の議会を傍聴された経験のある方はご存知だと思いますが、本町の議場は、本会議場と委員会室の区別がなく、「議員」と「行政」が向き合う形で階段状に配置されています。机が固定されていますので席を移動して審議することはできません。他の議会では移動可能な議席が用いられ、議員が車座になって審議する自治体や、議場以外にも一般の会議室や集会場として多目的に使用することを前提に、あえて床面に段差を設けていない自治体もあります。

本町の役場庁舎は老朽化しており、その中にある議場も建て替えが必要になる時期が近い将来必ず来ると思われます。①活発な議会審議のための議席の配置、②傍聴席周辺を含む床面の段差、③議場に限定して使用する空間で良いのかなど、町民の皆さんの声を聴きたいものです。

(晃)

【馬蹄型の道議会本会議場】

委員長 笹山義治
副委員長 馬場龍彦
委員 石田弘美
委員 佐藤晃
委員 逢坂節子